

技術研究組合制御システムセキュリティセンター
賛助会員に関する規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、技術研究組合制御システムセキュリティセンター（以下「組合」という。）の賛助会員のあり方を明確にするものである。

（定義）

第2条 本規程において、「賛助会員」とは、賛助会費を支払う組織であり、「年度」とは組合の事業年度である。

（適用範囲）

第3条 この規程は、賛助会員に適用する。

第2章 賛助会員の加入

（申請の方法）

第4条 賛助会員加入を希望する組織は、組合が示す方法によって申請しなければならない。この際に、加入の目的を明示し、1つ以上の組合員の推薦を得ること。

（加入の決定）

第5条 組合は、賛助会員加入の希望を受領した場合、運営委員会にて加入の是非を判断する。

第3章 賛助会員の会費

（会費）

第6条 賛助会員の年度会費は、加入の時期に係らず20万円とする。

第4章 賛助会員の脱退および除名

（脱退の方法）

第7条 賛助会員脱退を希望する組織は、組合が示す方法によって申請しなければならない。この際に、脱退の目的を明示すること。

(脱退の決定)

第8条 組合は、賛助会員の脱退希望を受領した場合、原則として脱退を認める。

(除名)

第9条 賛助会員が公序良俗に反する行為をした場合、組合は当該賛助会員を除名できる。

(脱退および除名に伴う年度会費の処理)

第10条 脱退および除名が、年度の途中であった場合、年度会費は返却しない。

第5章 賛助会員の権利

(電子的な情報提供)

第11条 賛助会員は、賛助会員向けウェブサイトまたはメールマガジン等により組合より情報提供を受けることができる。

(活動報告会への参加)

第12条 賛助会員は、組合の活動成果報告会に参加することができる。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。